

# 大阪市地域福祉基本計画（令和3年度～令和5年度）の概要について

資料2(別紙3)

## 1 計画の概要

- 本計画は、各区の地域福祉を推進する取り組みを、さらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する課題や法・制度等への対応を市域全体で取り組んでいくために策定。（計画期間 令和3年度～令和5年度の3年間）

### ● 区地域福祉計画(地域福祉ビジョン等)との関係

	位置づけ	内容
区地域福祉計画 (地域福祉ビジョン等)	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉に関する区の方針</li> <li>・住民の地域福祉活動を支える取り組み</li> <li>・区域全体に共通する福祉課題への対応</li> </ul>
本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念、目標</li> <li>・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全体の中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組み</li> </ul>

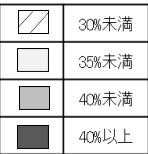
※ 本計画は、各区地域福祉計画(地域福祉ビジョン等)と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成

- 本計画は、地域という視点から保健・福祉の各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別などの違いに関わらず、すべての人の地域生活を支えることをめざすものである。また、住民が抱えるさまざまな生活課題に総合的に対応するため、人権など他の関連分野の施策と連携した取り組みをめざすものである。

- 本計画は、庁内会議の「地域福祉連絡会議」において全庁的な体制で計画の推進を図ることとし、「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」及び「計画策定・推進部会」の意見を踏まえた評価・改善方策の検討を行い、PDCAサイクルを活用して効果的に取り組みを進める。

## 2 本市の現状・課題

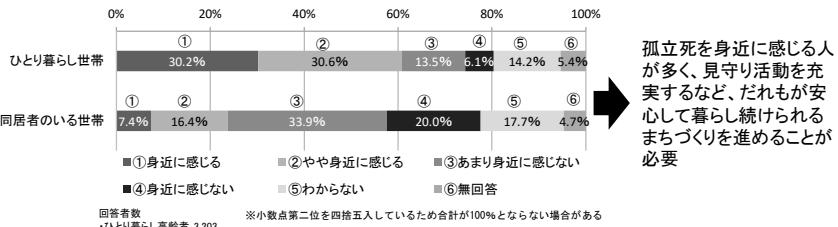
### ● 2045年の 区分高齢化率



区ごとに高齢化率が異なるなど、地域福祉に関するニーズも様々であり、引き続き地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切

### ● 孤立死への 感じ方

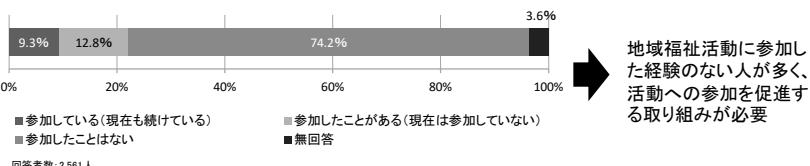
#### [ 高齢者 実態調査 ]



孤立死を身近に感じる人が多く、見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要

### ● 地域福祉活動 への参加状況

#### [ 地域福祉 実態調査 ]



地域福祉活動に参加した経験のない人が多く、活動への参加を促進する取り組みが必要

## 3 法・制度の動向と本市の方針

### 国の方針

#### ● 地域共生社会の実現に向けて

##### 地域共生社会の実現に向けた動き

###### ※ 地域共生社会とは

:制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

##### 平成29年6月 社会福祉法改正(平成30年4月施行)

- ◆ 地域福祉の推進の理念
- ◆ 市町村における包括的な支援体制づくりの努力義務化
- ◆ 地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・公布後3年(令和2年)を目途に包括的な支援体制整備の方策を検討

##### 令和2年6月 社会福祉法改正(令和3年4月施行)

- ◆ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- 重層的支援体制整備事業※の創設
  - ① 断らない相談支援
  - ② 参加支援
  - ③ 地域づくりに向けた支援

###### ※ 重層的支援体制整備事業

包括的な支援体制を整備するための一つの手法として、左記①～③の支援を一体的に行う任意事業

##### 平成30年6月 生活困窮者自立支援法改正(平成30年10月施行)

- ◆ 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
  - ・生活困窮者自立支援の基本理念や定義の明確化
  - ・利用勧奨の努力義務の創設
  - ・支援会議の創設

### 本市の方針

#### ● 地域共生社会の実現に向けて

- ・住民相互の支え合い機能を強化するため、市社協・区社協と連携し、地域福祉活動への住民参加を促進する取り組みを進める
- ・「支え合い」や「助け合い」の視点を大切に、だれもが役割を持って、主体的に関り続けられる活動の広がりをめざす
- ・生活困窮者自立支援制度を通じ、「断らない相談」の推進や、本人の状況やニーズに応じた社会資源の開発などの地域づくりに取り組む
- ・社会的孤立や複合課題に対応するため、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを行う

など

## 基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

## ● 住民主体の地域課題の解決力強化

- ・あらゆる世代の住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、活動の輪が広がるよう取り組む。
- ・地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動など地域活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざす。
- ・地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進める。
- ・住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進める。

## ● 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

- ・多様な主体の参画を促し、協働(マルチパートナーシップ)を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進する。
- ・市内の大学等に通学する学生や、専門的なスキルを有する人材、地域集会施設やコミュニティ施設、空家・空き店舗など、豊富な社会資源を有効に活用する。

## ● 災害時等における要援護者への支援

- ・地域の自主防災組織により、避難行動要支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取り組みと自主防災の取り組みの一体的な推進を図る。

## 基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

## ● 相談支援体制の充実

- ・複合的な課題を抱えた人に対し、施策横断的な連携のしくみづくりを進めるため、区保健福祉センターを中心となり、様々な分野の関係者が参画し支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場(つながる場)」を開催する事業の充実を図る。
- ・相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざすとともに、それを担う人材(相談支援機関や行政職員等)の育成・確保に取り組む。
- ・子どもの貧困対策と連携して、こどもたちが多くの時間を過ごす学校において支援が必要なこどもを発見し、困窮度の高い子育て世帯を、適切な支援につなぐしくみの充実を図る。

## ● 地域における見守り活動の充実

- ・見守りや助け合い活動を支援し、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組むとともに、見守りのツールとしてICTの積極的な活用を検討する。

## ● 権利擁護支援体制の強化

- ・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取り組み(成年後見制度の利用促進、虐待の専門的対応に向けた取り組み)を進める。

## 5 各区に共通する課題等への具体的な取り組み

## 1 相談支援機関・地域・行政が一体となった

## 総合的な相談支援体制の整備

「地域における見守り活動」と「専門的な相談支援機関による支援」の相乗効果により「地域の福祉力」の向上を図り、社会的孤立や複合課題を抱えた人を、早期把握・早期対応できる地域づくりをめざす。

## ○ 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

- ・相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、区保健福祉センターが中心となって適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみの充実を図る。
- ・複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進める。

## ○ 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

- ・「支援する側」「支援される側」に区分されることのない、自然な見守り合いの活動を広げることなどにより、地域における見守り活動を住民全体に広げるなど、地域における見守り活動の活発化に向けた支援を行う。
- ・多岐な内容にわたる支援困難事例に対して、適かつ円滑な対応を行うことができるよう、CSWが互いに課題解決へつながった事例の検証や情報共有等を行うことにより、レベルアップを図るなど、孤立世帯等への取り組みを強化する。

## 2 福祉人材の育成・確保

地域福祉活動に参加する市民、福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができる福祉専門職、虐待への対応や相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員、それぞれの人材の育成・確保の取り組みを進める。

## ○ 地域福祉活動への参加促進

- ・地域福祉活動を始めるきっかけとなる情報発信や、世代に応じた活動への参加を促進する取り組みを推進する。
- ・子どもの頃から福祉についての关心が持てるよう、小学生用福祉教材を作成し、小学校における福祉教育の推進につなげる。

## ○ 福祉専門職の育成・確保

- ・福祉専門職が、より専門性の高い業務に専念できる環境整備を進むとともに、元気な高齢者や子育て世代など、多様な人材の参入を促進する取り組みを進める。
- ・中長期的視点によるアプローチとして、小中学校の福祉教育との連携を進め、福祉の理解促進やイメージアップを図り、将来の職業選択につなげる。

## ○ 行政職員の専門性の向上

- ・分野横断的な知識や技術等を備え、市民ニーズに的確に対応できる職員を育成するため、福祉行政に携わる職員を対象とした研修の充実を図る。
- ・とりわけ福祉職員に対し、より高度な専門性の習得に向けた研修を体系的に実施するとともに、ジョブローテーションを通じて必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人材育成の取り組みを推進する。

## 3 権利擁護の取り組みの充実

虐待防止に関する取り組みをさらに推進するとともに、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人が、自分らしく安心して暮らしていくよう、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を推進し、成年後見制度の利用を促進する。

## ○ 虐待防止に向けた地域連携の推進

- ・虐待を見た場合に通告・通報義務があることを周知するなど、地域における虐待についての知識・理解の普及啓発を進め、虐待防止ネットワークの更なる構築に取り組むとともに、サービス事業者等への集団指導・実地指導において、施設従事者等の意識の向上を図る。
- ・虐待対応に従事する行政職員等の専門性を確保するため、担当職員を対象とする研修等を計画的に実施する。

## ○ 成年後見制度の利用促進

- ・権利擁護支援が必要な人を地域で発見し、早期に支援に結びつけるため、成年後見支援センターを「中核機関」として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とした「チーム」を支援するしくみを整備する。
- ・任意後見や保佐・補助類型の利用促進、成年後見制度の理念や利用の有効性等、成年後見制度の普及啓発を推進する。
- ・今後、権利擁護支援を必要とする人が増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化に取り組む。